六　フランスにおいて実施される次に掲げる競走
イ　Prix du Haras De Fresnay-le-Buffard-Jacques Le Marois
ロ　Qatar Prix de l'Arc de Triomphe
七　香港において実施される次に掲げる競走
イ　AP QE II Cup
ロ　Champions Mile
ハ　Longines Hong Kong Cup
ニ　Longines Hong Kong Mile
ホ　Longines Hong Kong Sprint
ヘ　Longines Hong Kong Vase

○経済産業省告示第二百七十五号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第九十六条において準用する同法第七十条の規定に基づき、同法第五十七条の二第一項の登録調査機関として、次の者の登録を更新したので、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第百三十二条において準用する同規則第百三条において準用する同規則第百七条の規定に基づき、公示する。

平成二十七年十二月二十五日

経済産業大臣　林　幹雄

名称	主たる事務所の所在地	登録年月日
福井県電気工事工業組合	福井県福井市西方一丁目十四番八号	平成二十七年十二月二十五日
富山県電気工事工業組合	富山県富山市上冨居一丁目七番十二号	平成二十七年十二月二十五日
石川県電気工事工業組合	石川県金沢市新保本四丁目六十五番二十二	平成二十七年十二月二十五日

○国土交通省告示第千二百五十四号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十七年十二月七日に認定したので、同規則第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の十一第一号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月二十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第四十七条の九第三項の規定による講習
1　名称
とちぎ安全教育センター株式会社　トーブモータースクール安全教育センター
2　主たる事務所の所在地
栃木県鹿沼市流通センター六十六番地
3　講習の種類
基礎講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）

二　運輸規則第四十八条の四第一項の規定による講習
1　名称
とちぎ安全教育センター株式会社　トーブモータースクール安全教育センター
2　主たる事務所の所在地
栃木県鹿沼市流通センター六十六番地
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）

三　運輸規則第四十八条の五第一項の規定による講習
1　名称
とちぎ安全教育センター株式会社　トーブモータースクール安全教育センター
2　主たる事務所の所在地
栃木県鹿沼市流通センター六十六番地
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習

四　運輸規則第四十八条の十二第二項の規定による講習
1　名称
とちぎ安全教育センター株式会社　トーブモータースクール安全教育センター
2　主たる事務所の所在地
栃木県鹿沼市流通センター六十六番地
3　講習の種類
基礎講習

○国土交通省告示第千二百五十五号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十七年十二月七日に認定したので、同規則第十八条第四項において準用する第十二条の十一第一号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月二十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）第十八条第三項の規定による講習
1　名称
とちぎ安全教育センター株式会社　トーブモータースクール安全教育センター
2　主たる事務所の所在地
栃木県鹿沼市流通センター六十六番地
3　講習の種類
基礎講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）

二　安全規則第二十三条第一項の規定による講習
1　名称
とちぎ安全教育センター株式会社　トーブモータースクール安全教育センター
2　主たる事務所の所在地
栃木県鹿沼市流通センター六十六番地
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第一号に掲げる基礎講習及び一般講習をいう。以下同じ。）

三　安全規則第二十四条第一項の規定による講習
1　名称
とちぎ安全教育センター株式会社　トーブモータースクール安全教育センター
2　主たる事務所の所在地
栃木県鹿沼市流通センター六十六番地
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）

四　安全規則第三十一条第二項の規定による講習
1　名称
とちぎ安全教育センター株式会社　トーブモータースクール安全教育センター
2　主たる事務所の所在地
栃木県鹿沼市流通センター六十六番地
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習

○国土交通省告示第千二百五十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十二月二十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
天神川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県宍粟市山崎町与位
字高尾山根　八八五番五　一号及び二号
八八五番九　三号及び四号
八八四番　十八号
一四九一番　十九号から二十一号まで